

## 1 社会福祉法人制度改革の考え方

社会福祉法人は、その創設の経緯や公益性の高い社会福祉事業を主たる事業とする法人の目的等に照らし、公益財団法人等と同等以上の公益性・非営利性を確保する必要がある。

(1)、(2)は公益法人制度と同等。(3)はそれを上回る新たな考え方。

今後の国の予定

- ・「報告書」をもとに、制度改革にかかる法案を今通常国会へ提出予定
- ・法施行は平成28年4月予定(再投下計画の実行は29年度から予定)
- ・再投下計画の取扱等についてガイドラインを作成予定

## 2 検討報告書の主な内容

### (1) 法人組織の体制強化

- 理事、理事長、理事会
  - ・権限と責任等を法律上明記  
(理事の損害賠償責任の範囲、理事の定数、理事の構成等)
- 評議員、評議員会
  - ・権限と責任等を法律上明記  
(評議員の定数、任期、理事との兼務禁止、評議員会設置の義務化等)
- ・評議員会を議決機関として位置づけ  
(理事の選任・解職、役員報酬、合併・解散等の重要事項)
- 監事、会計監査人
  - ・権限、責任を法律上明記  
会計監査人による監査を法律上義務付け(サービス活動収益10億円以上の法人等)

### (2) 法人運営の透明性の確保

現況報告書、定款等の公表を法律上義務付け  
役員報酬の支給基準と報酬総額の公表を法律上義務付け(各役員の報酬額は所轄庁へ報告)  
関係者への特別の利益供与の禁止を法律上明記

### (3) 地域における公益的な取組の推進

- 「いわゆる内部留保」の明確化(右図「再投下計画の作成に係るガバナンス」参照)
- ・社会福祉法人の全ての財産を、事業継続に必要な控除対象財産(土地・建物、修繕資金、運転資金等)とそれ以外の再投下可能な財産に区分
- ・再投下財産を社会福祉事業、地域公益事業、その他の公益事業の順に充当する再投下計画の作成を法人に義務付け
- ・所轄庁による再投下計画の承認
- ・地域における公益的な取組に当たり、措置費等の用途制限の見直しの検討
- ・国は再投下計画承認のガイドラインを作成
- 地域公益事業
  - ・地域のニーズを踏まえた生計困難者に対する無料・低額な福祉サービスなど、公的制度的対象外の事業を「地域公益事業」と位置付け
  - ・地域公益事業の実施に当たり、「地域協議会」を開催

### (4) 行政の役割と関与

実行性ある是正措置等を講ずるため、勧告・公表に係る規定を整備

指導監督の機能強化を図るため、専門性を要する分野は外部機関を積極的に活用

都道府県の役割として、研修を行うなど管内の区市における指導監督を支援

社会福祉法人の財務や運営に関する情報の指導監督への活用・都道府県における情報収集と分析

国における制度運用基準の作成

## 再投下計画の作成に係るガバナンス

第11回福祉部会資料

